

横山 了

で

思へ

ば じ よ う ば

田へも 遊よひ おは

昭和二年一月六日

三歳あつと人

記

法學博士 福田德三著

# 經濟學全集

(上) 集六第

東京 株式會社 同文館藏版

III-7-362

豫 502-1

學全集  
經濟學  
第六集  
(上)



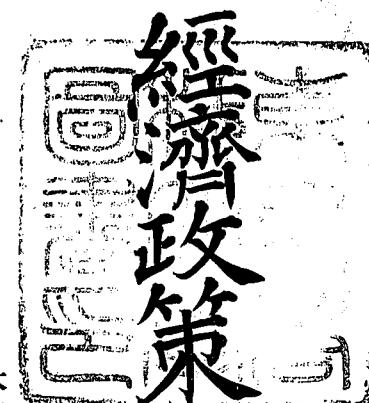
經濟政策及時事問題

大正十五年十一月 刊

豫 502-1

III-7-5621(2)

著三德田福士博學法  
集全學濟經  
(上)集六第



經濟政策及時事問題

大正十五年十一月刊

大正二年二月十五日  
株式會社同文館藏版

法學博士福田德三著

經濟學全集

東京 株式會社同文館藏版

(上)集六第

## 經濟學全集 第六集序

本集は黎明錄・暗雲錄・經濟危機と經濟恢復・復興經濟の原理及若干問題の四書と、六つの論文とから成るものであります。四書は合して一の黎明集を成すものであります。六論文も何れも其れと性質を同ふするものであります。經濟政策の理論に關するものは殆んど含まれて居りませんで、時事問題に關するものが大部分を占めて居ります。従つて正確に申せば、經濟學全集に編入するは其の當を得て居らないこと申すまでもありません。然し私の時事問題に對し又實際運動に臨むのは、何れも學問研究の基本の上に立つもので、之を離るゝ念慮は一刻も有つたことはないのです。従つて本集は學問の立場から實際生活に多少觸れて見たいと云ふ考を表はしたものとして御覽を願ひ度いのです。其意味で

全集中に組み入れました。經濟政策の理論的研究は、向後私に於いて多少力を注いで從事せんとする所でありまして、過去三年間商大で試稿に依つて講述致しましたものを出立點として、徐々何物をか築き上げ度いと期する所であります。

本第六集を以つて、私が過去二十五年間筆に訴へて公けにしたものは、一の遺漏なく（但し一時的興味のものは捨てゝ採りませんでした）蒐集し得たわけであります。斯くて第一集の序文に申述べて置いた通り、私は滞りなく過去の總勘定を結了し得る次第であります。數ならぬ私が斯くも不遜の考を起した段は重ねて茲に御詫をして置かねばなりません。私は數日中に東京を辭し、二人の子供を友人親戚の温情に託し暫く放浪の旅に上ります。知己の方々には當分御無沙汰をすることになりませうが、此の全集の刊行が事なく終了する様御心添を懇願して、暫時の御暇乞を申上げます。さらば。

大正十四年三月十日

福田徳三  
記す

## 第六集 總 目

- |  |           |
|--|-----------|
| 一<br>黎明錄   | 一一〇〇九     |
| 二<br>暗雲錄   | 一〇一一一四〇四  |
| 三<br>經濟危機と經濟恢復                                   | 一四〇五一一七五七 |
| 四<br>復興經濟の原理及若干問題                                | 一七五九一一二一九 |
| 五<br>工業國の恐怖(最近商政經濟論 第二篇)                         | 二二二一一一九五  |
| 六<br>經濟史と時事問題(改定經濟學研究 第二篇八)                      | 二九七一一三〇八  |
| 七<br>商業政策と商權の消長(同)                               | 三〇九一一三四二  |
| 八<br>丁稚の過去・現在・將來(同)                              | 三〇三一一二七六  |
| 九<br>勞農露國承認の意義(大正十三年六月)<br><small>〔改造〕掲載</small> | 三七七一一一九七  |
| 十<br>混沌たる農村問題(大正十三年十二月)<br><small>〔改造〕掲載</small> | 三九九一一三六二  |

### 刊行一覽

#### 黎明錄

第一版 大正八年七月一日 第二版 大正八年七月十日 第三版 大正八年七月廿五日

第四版 大正八年八月一日 第五版 大正八年八月十日 第六版 大正八年八月十五日

第七版 大正八年十月十日 第八版 大正八年十一月五日(以上佐藤出版部發行第九版) 大

正九年四月一日 第十版 大正九年七月廿日 第十一版 大正九年十二月五日 第十二版

大正十年七月十五日(以上廉刷版 大鎧閣發行) 第十三版 大正十年十二月廿日(大鎧閣發行)

#### 暗雲錄

第一版 大正九年十二月廿日 第二版 大正九年十二月廿五日 第三版 大正十年一月五

日 第四版 大正十年一月十五日 第五版 大正十年一月廿五日 第六版 大正十年二月

五日

#### 經濟危機と經濟恢復

第一版 大正十二年三月十五日 第二版 大正十二年三月廿日 第三版 大正十二年三月  
廿五日 第四版 大正十二年三月廿日 第五版 大正十二年四月五日 第六版 大正十二

#### 佐藤出版部及大鎧閣

#### 大 鎧 閣

#### 大 鎧 閣

年四月十日 第七版 大正十二年四月十五日 第八版 大正十二年四月廿日 第九版 大正十二年四月廿二日 第十版 大正十二年四月廿四日 第十一版 大正十二年四月廿五日

第十二版 大正十二年四月廿七日

第一版 大正十三年七月三日――三〇〇〇  
復興經濟の原理及若干問題

同文館

大倉書店

明治三十五年六月十日

最近商政經濟論(關一と共譯)

## 黎明錄序

英國と獨逸との經濟的比較を發端として、今次大戰爭の進行に連れて起つて來た世界と日本との諸々の問題に就て、其時々に發表した論文や談話や講演を纏めたのが、此の黎明錄である。(第三篇一丈けは、末節を除く外は、未刊のものである。)元來一讀書生に過ぎない著者が、分を量らず當面現實の問題に就て議論をすると云ふのは、間違つたことであるかも知れない。少くとも其の爲めに専門の勉強を等閑にすることを免れない、決して好んで爲す、可きことではない。併し著者が過ぐる五年間自ら好んで此事に從事したのは、多少勉強を怠つても、自分としてまさに爲す可きことであると信じたからである。けれども、其は自分で信ずることで、他人から見たら、馬鹿な事をして居るものだと考へられるかも知れぬ。自分は、社會の爲めに多少役に立つと思つて居ても、社會は却つて之を迷惑とするかも知れない。

兎に角世界大戰は最早終を告げた。向後も黎明會の同人と思想上に於ける黎明運動に從事するとは、決して無用ではあるまいと思ふが、其以外には大戰終末を期として、過

去一兩年多少怠つた専門の研究に主力を注ぎたいと覺悟して居る。此黎明錄は云はゞ

一の備忘錄でもあり、又た懺悔錄もある。

從つて本書に收むる諸章は一々校訂は加へたが、其は字句だけに限つて、内容には少しも修正を加へない。時代後れの議論や、誤つた引證や、殊に悉く外れた推測やは皆發表した當時の儘にして置いた。イクラ修飾したとて、一度犯した罪過を輕減することは出来ない。遼東の豕は毛を染め直しても矢張遼東の豕である。有りの儘に收錄して識者の叱正を受けたいのである。但し其時々の事情と對照して頂きたいから、各篇中の諸文は出来るだけ發表した時期の順序を追つて、古いものから新らしいものに及ぶようとした。而して各文の初めに、發表した場所と、其時日とを掲げて、参考の便を圖つて置いた。各章は、凡そ内容に共通點あるものを纏めて一篇として、其問題を示めす爲め篇名を附けて置いた。我邦で刊行する英佛語の新聞、雑誌に見えた拙文の紹介、批評、翻譯の中數種を集め附錄として置いた。

本書の原稿は本年三月の春休みに纏めたものであるから、其以後公けにしたものは、載せてない。其等は何かの機會に追加したいと思つて居る。猶餘事ではあるが、本書の校

訂を終つた日から、拙者『國民經濟講話』續巻の印刷を始めたから、遠からず出版が出來よう。學問上から首ひ度いことは此講話中に少しく述べて置いたから、多少参考となることをあらうと思つて、速に申添へて置く。

大正八年六月二十四日 講話條約の調印を目の前に控へつゝ

## 暗雲錄序

黎明錄を公けにした時、收載洩れの分は、何れ機會を得て追加すると序文に断つて置いた。此度大鎧閣の勧めに従ひ、其後公けにした若干篇も加へて、茲に暗雲錄の一書とした。蓋には黎明今は暗雲、順序が逆になつたようであるが、其れは著者の罪ではない。折角黎明が來たと思はれた世界を、再び暗雲裡に鎖ざすに至つた時勢の致す所である。何れの日か、此暗雲が一掃せられ、光明の世界を讃美することが出来るであらうか。著者は唯だ撫然として筆を投ずるのみである。

## 經濟危機と經濟恢復序

大正九年の末から同十一年末まで、二ヶ年間に亘つて時々公けにした小論文中、國と國、民族と民族との憎惡反感より来る世界經濟の危機を指摘し、其の除却による世界の恢復を論じた若干篇を、今一度校訂を加へた上、多少順序を附けて、一書に纏めたのが本書である。勞農露國の承認と開國の問題と相並んで、今世界の最重要問題たるは所謂レバラシヨン（經濟的恢復）就中對獨處理の問題である。殊に近く佛國のルール占領てふ史上殆んど破天荒な大暴舉によつて、此問題に對する我々の興味は、其極頂に達した。前者に就では、私は昨年夏『ボルシェヴィズム研究』と云ふ小冊を公けにした。幸ひ此頃になつて某公使の入獄、ヨツフニ氏の來朝などと云ふことがあつて、私が容易に望み得ないと思つて居た此點に關する我邦思潮の變化が多少事實となりつゝあるやうである。之れに反

し後の問題に就ては、我邦の輿論は未だ冷淡である。本書は、此冷淡を變じて多少の熱を生ぜしめんことを欲するの餘り、過去の若干考案を一括して、識者の劉覽を求めるとするものである。但し何れも、其時々の事項を主として說いたものであるから、重複した點や、昔ひ洩らした廉は數々あるであらう。併し免に角、今日現在の問題として、私としては殆んど此以上のものを考へ能はざる程の重大なものに關して、遠慮なく卑見を陳述したものであるから、其意味に於て、多少讀者の反省思索を促す便ともならば、望外の幸とするものである。私が本書に於て主張した所は、其何れも殆んど未だ一向解決が就いて居らないものであつて、而も其解決の急は、今目前に迫まつて居るのである。私は、我邦の識者が此等の問題を遠い外國の事なりとして、高闌に束縛することなく、其我が日本に取つても極めて密切な關係を有つことであり、我々の生活に對して現實の意義を有するものであることを知つて貰ひないと切望して已む能はざるものである。論ずる所、多くは、卑近現前の事のみであつて、高遠な思想と相觸るゝ所なきが如くであらうが、私は此くの如き卑近現前の問題に就てすらも、一步を進め能はざる現在の世界に對して、甚しき不平不満を感じずには居られないものである。高遠な思想を談ずる人々と雖も、一度は此種の問題に

まで降り來つて、懇切に人類共同の運命に就て思索するに非れば、社會の改造世界の向上は、何時までも一場の空論として残る外はないと思つて居る。私の立言は甚だ粗筆で、其叙述は杜撰であるに相違ないが併し私の心持は飽迄も熱心に、而して飽迄も眞剣である。本書を見らるゝ讀者、幸に拙き言葉の中に私の眞意を汲取らるゝならば、私に取つて、此上感謝す可き事はないのである。而して其れが転て、我邦の獨逸に對し、支那に對し、英米佛露國に對する態度の根本的更新を促がす一助ともなるならば、私は最早『我等笛吹けども爾曹踊らず』と歎ずるに及ばないのである。

大正十二年二月一日

追記。私は今我日本が先づ佛國のルール占領に對して、斷乎たる決心を以て、有力有効なる抗議を同國と國際聯盟とに提示せんことを切望し、又た主張するものである。他方に於ては、頃日新聞紙に傳へられた如く獨逸が日本に對して、借款を申込んだと云ふ事が事實であるならば、我邦は、其力に及ぶ限り、其望に應ず可しと主張するものである。其理由は、本書を一貫する私の議論を一讀せられたなら、更らに改めて之を陳述する必要はあるまいと思ふ。

## 復興經濟の原理及若干問題 序の一

歐洲の大戰爭は社會諸科學に取つての大試鍊であつた。他の學問のことは姑く置いて、私の專門とする經濟原理、經濟政策、社會政策等の學問は、與へられた現實の多くの問題に適切な解答を與ふることが出來ないで、殆んど落第の觀があつた。然し、其れが非常に有力な刺戟となつて、最近此等の學問に於ける英獨佛換伊瑞蘭諸國の學者の研究は、著しく緊張したものとなつたことは、疑を容れざる所である。私共は、幸にも戰亂の舞臺を距つる遠い處に住んで居る爲め、戰時及戰後の悲慘を嘗めることとなきを得たことは、甚だ之れを欣ばなければならないが、落第した歐洲の學問を受賣する身の悲しさ、歐洲の學者の後塵を擧して、同じく落第者の群に呻吟するに止り、之を濟ふの力も勇氣もなく、殆んど呆然として自失する外なかつたのは如何にも腑甲斐なく又た殘念千萬な次第である。

茲に大正十二年九月一日我關東地方を襲つた大震災は、端なくも、我等に、其の力と勇氣とを振ひ起さしむ可き機會を與へた。私は、同學諸君の驥尾に附して、此の試験に應ず可く、一方書齋内に於いて、他方街頭に出でて、自分の微弱なる心力と體力の及ぶ限り或は思

索し、或は奔走し、或は調査し、或は勧説することを努めた。本書は其等の結果として、其時に難能又は新聞紙に投稿したものを集録して、後考に供せんとするものである。初めの三篇は、主として、復興經濟の原理に關する考察を披瀝したもの、中の四篇は、復興當面の諸問題を論じたもの、後の五篇は、其等の諸問題中最も急切なる失業及火災保險問題に關する調査と對案とを記述したものである。何れも、鍛錬、推敲の遙なく、殊に殆んど連日東京市中を奔走しつゝ、夜間疲れ切つた足腰を撫しつゝ、辛ふじて文を綴つたものであつて、平靜な生活に復歸した今日之を見るときは、意に満たざる廉穢くないのである。其代り、水筒を肩に、ゲートルばきで、トラックや馬力の絡繹たる巷を驅すり廻つた間に執筆した跡が屢々として居るから、談理放論の文字の間に一片生々の氣の通つて居るものはあるかと思ふ。此れは、恐らく二度と得られざる貴い體験であつて、私は其の記録として執筆當時の姿を其儘に存して置きたいと思ふ。仍て若干の補正を試みた外は、何等の加筆を企てなかつたのである。

今此書の校正を了り、序文を草せんとするに方り、眼を閉ぢて災後數ヶ月のことと追想すると、私は一種盲ふ可からざる悲哀を感じると共に、他面又た勃然として勇躍し来る心

の鼓動を禁じ得ないのである。私は、自身が震害の最も甚しかつた土地に生れ、育ち、而して自ら此の震災の與へた教訓を十二分に味ふことの出來たことを心から感謝せずに置かれないものである。私は本書に集めた諸文を、一面に於いて、此の感謝を言表すものとしたいと希ふものである。然しそれにしては、餘りに貧弱な餘りに粗笨なものであることを、深く愧ぢざるを得ない。況んや歐洲大戰に刺戟せられた彼邦々の諸學者の近來の業績に比べて、餘りに甚しく劣れるものなることを嘆ぜざるを得ない。私は、向後の努力を以つて、少なりとも、其の埋合せをす可き義務を有つことを痛感して居るものである。

終りに、災後私の行衛不明と傳へられたとき、非常なる配慮を給つた大阪神戸に於ける學友諸君、就中、關博士、坂西教授、車谷、中谷兩學士、箱根篠城中私を勞はつて下さつた乾博士、日向利兵衛君、更に又た失業調査に私と勞を共にした商大學諸君、私を激励して忙中猶筆硯と遠ざかることを免れしめて呉れられた改造社の山本、上村兩君等に對して、深き感謝の意を表したい。又私の不在中、兩兒を保護し、罹災親戚を扶助し、私の東京奔走に屢々行を共にして私をして不案内の江東の地區に道を失ふことながらしめ、家に歸りては夜更くまで、私に侍して、私の執筆を助けて呉れた妻に對して、此の機會に於いて改めて

眠を貰つて置くことを許されたい。

大正十三年五月末日芽出度御饗宴第一日の夜十二時

中野本郷の茅屋に於て認む

## 復興經濟の原理及若干問題序の二

本書中、私が主張した若干の問題、殊に、生存権、生活本據權の擁護としての住宅立法と、營生機會の確保としての失業防止の対案とに就いて、恰かも本書校了の間際に於いて、私の主張の一部が容れられた二つの重要な事項が決定せられたことを私は大なる喜びを以つて茲に記録して置きたいと思ふのである。二つの重要な決定とは、一昨五月三十日帝國經濟會議總會に於いて可決せられた住宅問題に關する立法改正の件と、昨五月三十一日中央職業紹介委員會に於いて可決せられた職業紹介事業改善案との兩者である。

第一の決議が幸にして、政府及議會に於て嘉納せらるゝならば、震災地に於ける借地、借家

の問題に就いては、岩田寅造博士等の『法律上何等の保護を受けざるものと』などと云ふ冷酷極る宣言は、(本書第一八九二頁参考)最早憐れなる罹災者に對して、其効力を失ふこととなり、法律は其當然の保護を彼等にも及ぼすこととなるのである。殊に今村所長が苦心慘憺、縄やバケツに頼んで、人間を保護して貰はれた(本書第一八九七頁参考)其の苦境を恥し、正々堂々と人間を人間として保護するのであると明言せられ得ることとなるであらう。更に又た第二の決議にして、幸ひに其大部分が實現せらるゝならば、失業防止及其の救濟に於いて、可なり著しき進歩を見るであらう。而して此の二の決議が成立したに就ては、前者に關しては、末弘博士及司法省當局の熱心苦慮が預つて最も有力であり、後者に關しては、永井亨、賀川豊彦兩君及社會局當局の誠意誠心の賜であることを、銘記して置かねばならぬ。今兩者に關する都下新聞紙の記事を左に摘錄して、讀者の参考に供して置かう。

(其一)

五月三十一日 東京日々新聞記事

帝國の社會部住宅問題に關する答申案を審議すべき總會は廿日午後三時半より首相官邸に開會、建田社會部長、福田委

員長より部會の經過並びに左記答申案を報告し何等修正意見もなく原案通り可決し同四時十分散會した。

**希望表明** 帝國經濟會議總會の決議したる答申に於ては昨年の大震火災の結果として借地借家の關係に生じたる各種の現象にして緊急に救治を講ずるを要すと認めたる大様左記の事項を擧げ之に對し適當なる立法其の他各種の手段を執らむとの希望を表明したり

一、地代家賃の暴騰に加ふるに敷金權利金等の名義の下に借地人借家人の負擔激増するの傾向を來たし往々此意迫なる事情を利用して不當の要求を爲す者生じたると

一、震火災の爲滅失したる多數家屋借家人は家屋の新築せらるゝも當然新家を賃借するの權利を有せざるを以て、一朝にして其地點を抛棄せざるべからざるの窮状に在り而して其の結果は一面に於て震災當時の借家人にして現に假建築を建設し之に居住する者が將來家主により新築せらるべき家屋を賃借し得ざるを慮り容易に明渡を肯ぜず延いて震災都市の復興に支障を生ぜざるやを憂慮すべき狀態を馴致したると

一、震災地從來の借家人が從前の家屋の敷地に自ら家屋を築造して居住する者頗る多數に上り地主家主との間に幾多の紛争を惹起したると

一、借地借家の明渡強要に關する法律の手續充分ならざるものあり之に乘じ借地人借家人にして往々法律上條理上何等恕すべき理由なきに拘はらず不法に他人の土地家屋を占據して明渡を拒むものなきにあらずして借地借家の關係を悪化せしめたると

**糾糾決議** 上の諸現象に對する救治の策としては帝國經濟會議は大體左の各項の趣旨を斟酌して速に適當の立法其の他の手段を執らんとを希望する旨決議したり

一、地代家賃敷金其の他賃貸借の條件が明に不當なる時は裁判所は其の條件の變更を命ずることを得べく裁判所が其の裁判を爲すに付ては特別の知識經驗ある者其他の適任者を以て組織する委員會の意見を求むるを得べきものとすると

一、地主又は借地人が震災に因り滅失したる自己の建物の敷地（土地區割整理に依る換地を含む）に更に建物を建築したる場合に於て震災當時の借家人が新建物の完成前其の建物賃借の申込を爲す時は地主又は借地人は理由なく其の承諾を拒むを得ざるものとする

一、震災地の借地人が調停委員會に於て震災當時其土地の上に存在せる自己の建物の借家人に假建築物存置の爲その敷地の一時使用を承認したる時は地主は自己の承諾を得ざるの故を以て契約の解除をなすとを得ざるものとすると

一、不當に土地建物の明渡を拒む者に對し裁判手續の簡捷進歩を圖る爲調停事件の當事者をして調停委員會に出頭すべき義務を負はしめ借地借家の訴訟の繁屬於裁判所は職權を以て事件を調停に付し得べきものとし故なく建物明渡しの強制執行を妨げたる者に對しては制裁を科すると

一、借地借家に關する司法並びに調停の手續を民衆的ならしめ其の處分を簡易敏活にし且實際の經濟事情に適合せしむる爲め裁判所出張所の設置其の他適當の方法を講ずると

一、適當の方法に依り一般民衆をして借地借家に關する立法の精神を善解せしめ地主家主に於て不安の念を懷き爲に土地家屋の賃貸並に賃家の新築に躊躇するとなからしむると

（参考。大正十三年八月十五日施行借地借家臨時處理法。）

## (其二)

**大正十三年六月一日 時事新報記事**

**職業紹介國營可決**

**希望附帶** 昨日の委員總會

中央職業紹介委員會は三十一日午後一時半から内務省社會局に於て開會、會長池田社會局長官並に四條、福田、三矢、稻畠、末弘、賀川、山崎等の各委員及び天宅、福原兩幹事其他出席の上先づ特別委員長福田博士から職業紹介事業改善に關する施設（職業紹介國營要綱）に就ての特別委員會經過を詳細に報告し之に對して四條委員から『國營を必要とする理由』に就き一二質問あり福田委員長永井賀川兩委員は

現在の制度でも從來相當好成績を擧げては居るが尙ほ一層紹介事業の機能を發揮する爲めには本事業の性質及地方財政の關係等に鑑みても且又將來失業保險實施の前提として出來得る限り速かに是を實施する必要がある

との旨を答へ次で稻畠委員の質問に係る『労働組合とは如何なる種類に對して連絡を保持せんとするか』に就ては福

田委員長

具體的に如何なる組合と連絡せしむるかは明記してないが苟も一般的に組合と稱し得べきものとは十分連絡を執る必要がある

と答へ更に

**永井委員** 政府に果して實行の誠意ありや當局としての池田長官の意見を承り度し

**池田長官** 當局も委員として參加し議案を可決する以上十分の誠意を以て速かに其の實行に着手すべく豫算の編成又は法律の改正を要するものは出來得る限り急速に之が準備に入る心算である

との回答があり之にて質問を終り結局原案に對し多少の字句を修正して可決し尙ほ之と同時に左記の希望條項を當局に提出することとして同四時散會した

**職業紹介事業に關する希望**

一、職業紹介事業の機能を發揮する上に於て電話の設備は一日も缺くべからず然るに現在職業紹介所に於て未だ之が架設を見ざるものあり此等は特急架設の最も必要なものと認むるを以て優先架設の方途を講じ速かに電話を開通せしむること

二、職業紹介事務局は其の名稱を職業局に改め事務の簡捷に資すること

右修正可決した職業紹介改善施設要綱は左の通りである。

**五月二十七日 時事新報記事（修正を加除す）**

**職業紹介改善の****施設要綱**

來三十一日委員總會に附議

中央職業紹介委員會は蓋に内務大臣より諮詢せられたる『現時の失業情況に鑑み職業紹介機關の機能を一層發揮せしむるの緊切なるを認む之に對する適當なる方策如何』に關する答申案は既報の如く委員總會に於て福田博士外四名を特別委員に選定し、調査審議中の處去る二十三日特別委員會に於て左の要綱案を決定したるを以て來る三十一日午後一時社會局に於て委員總會を開き福田委員長より之を報告し議決を経たる上答申すべしと

職業紹介事業改善に關する施設要綱案

- 一、政府は職業紹介事業を國管とする方針を以て將來適當の時期に於いて之れが實行を期すること
- 二、政府は將來適當の時期に於て職業紹介制度と關聯して失業保険制度を設くること
- 三、職業紹介所の全國的普及を圖る爲職業紹介法施行令第一條の規定を勵行し必要と認むる市町村に對し職業紹介所の設置を命ずること
- 四、産業職業地方又は季節等の關係上特種の必要ある場合に於て専門的職業紹介所を設置すること
- 五、職業紹介法施行規則第九條に依り聯絡事務を掌らしむる指定職業紹介所に對し國庫は其の費用の全部を交付すること
- 六、職業紹介事業の連絡統一を圖り且其の機能を充分に發揮せしむる爲地方職業紹介事務局を増設し之を現業化すること
- 七、中央職業紹介事務局に產業に關する専門の學識經驗を有する職員を置き、方職業紹介事務局に產業別部門を設くること
- 八、中央及地方職業紹介事務局に勞務官を置き管轄區域内に於ける産業狀態及勞務事情を調査し職業紹介機關の聯絡を圖り勞働移動の事務に從事すると同時に職業紹介所の事業の監督を爲さしむると
- 九、職業紹介所費國庫補助金は建築費及之に伴ふ初度調辨費の外經常其の他の諸費に對しても少くも二分の一に増額し尙宿泊所其他の附帶事業に對し同様二分の一の國庫補助金を交付すること
- 十、職業紹介所職員の待遇並地位の安定を圖る爲必要なる職制を設くること
- 十一、政府は職業紹介所職員の養成機關を設置すること
- 十二、大都市に於ける職業紹介所の内容の充實及擴張を圖ること
- 十三、主要なる地方に産業別職業別男女別ノ少年の職業紹介所を設け又は職業紹介所内に各専門の部門を設くること
- 十四、職業指導及撰擇の目的を達する爲職業紹介所に適當なる施設を講ずること
- 十五、職業紹介事務に關する通信及交通機關の利用に就ては料金の減免電話架設其の他出來得る限りの特典を與ふること
- 十六、集團的雇用又は雇入の場合には事業主より豫め地方職業紹介事務局に其の旨申告せしむること
- 十七、職業紹介所の利用を増進する目的を以て事業主より缺員あるときは之を職業紹介所に申告せしめ且つ職業紹介所に顧問委員會を設けしむること但し該委員には事業主及雇傭者の利益を代表し得ると認むる者を各同數加ふること
- 十八、職業紹介の機能を發揮する爲労働組合と聯絡を保ち殊に求人開拓に關しては正効するに努むること
- 十九、政府又は公共團體は失業者再教育の目的を以て職業補導に關し職業紹介所と連絡して適當なる施設を爲すこと
- 二十、政府又は公共團體は都市及農村に於ける内職の紹介及輔導に關し適當なる機關を設け且内職制度の改善を圖ること
- 二十一、政府又は公共團體は官公營事業に於ける雇傭者の採用に就ては職業紹介機関を利用すること
- 二十二、政府又は公共團體は現下の實情に鑑み土木建築其の他の官公營事業を起興按配して勞務の需給調節に努ること

むること

三四

二十三、日傭労働紹介の成績を擧ぐる爲職業紹介所に於ける賃銀立替拂の制度を設け又就職を容易ならしむる爲

勞働用具の貸付を行ふこと

二十四、政府又は公共團體は職業紹介所の事業に關聯し左の事項に付相當施設を爲すこと

イ、日傭労働の供給請負制度の改善を圖ること

ロ、日傭労働者の災害に對し適當なる扶助方法を講ずること

二十五、職業紹介所被紹介者にして必要あるときは就職地迄の旅費を貸付すること

二十六、職業紹介制度の改善に資する爲労働者募集、工女供給組合、内職仲介、土工坑夫の親方、下請制度、家庭労働、新聞廣告に依る職業紹介等を調査し適當なる方策を講ずること

二十七、有料又は營利を目的とする職業紹介事業の取締規則を速に制定すること

二十八、職業紹介法に依り設置する職業紹介所の外職業紹介所又は之に類似の名稱を用ゆることを禁止すること

六月一日朝記す

序に申す。本書の最終文に示す如く、私は東京市内外に於ける失業者總數を十萬乃至十一萬餘人と推定した。然るに震災救護事務局の發表した十一月十五日調査の總數は九萬六千百三人である。私は私の推計が右數に甚だ近いものなるものを見て喜ばざるを得ないものである。

## 最近商政經濟論序

商業政策を目して無用の闇事業視し、自由保護の陳言套語を繰返して、商政の研究茲に竭くとなせるは過去の事に屬す、彼の時事問題以外留意する處なき、政論者雜誌投稿者流にてすら、猶商業政策とは要するに對外的國民經濟政策の總稱に外ならずして、此れが論駁は嚴密精細なる史的研究、統計的、實驗的調査に基かざる可からざるを看破せるに到れるは、實に歐米先進國の現狀にあらずや、我邦久しくマンチエスター流の經濟論に獨れて、未だ商政の學を以て科學的研究を要するものと認知するに至らず、然れども學者は昏々狂夢に耽けるの秋、世界產業上の競争の高濤は遂に及んで今や太平洋の極西、桃源の國の岸を打たんとす、支那開發の方策は如何なる商業政策を以て之れに對せん、歐の列強の市場争奪の渦浪に拂ふるに、何等の經綸を以てせん、支那米輸出の禁果して解かしむ可きや、輸入鷄卵に課稅して我養鷄業を保護せんか否、曰何、曰何、商政の活問題は日に漸々として政論者の頭腦を悩ますものあり、而も此時に方り、未だ何等の學徒の特に商政の科學的研究を以て任とし、フオーレット、フアーラー、バステーブル以外、猶商政の學あるを唱道する

あるを聞かず。

予淺學拙らず、官命を奉じて渡歐し、經濟史研究に兼て又斯學の上に見聞する所あり、歸來乏を高等商業學校に承け、其專攻部に商政の一科を擔任す、而も講筵に臨むの學生、邦書の就て参考す可きなく、英書の以て指針とするに足るものなし、淺學なる予を驅て、自己の考案に基き、學系を立てるの不得已らしむ、而も學系猶辨ず可し、商政の問題に關するリテレーチュアの皆無なるに至ては、學者をして殆んど望洋の感あらしむ、於茲同學關一氏と譖り、歐米の學書の中に就て參照に資す可きものを、邦語にて公刊するの企を起す、而も學務多忙未だ何等の成案なし。

偶獨逸國に於て、新通商條約締結に際し、關稅の問題漸く喧く時論亦繁し、殊に新稅率案の徵稅引上げは事頗重大、獨逸國民經濟の將來一に繋て存するの死活問題なり、於茲乎時務に通ずるを重んずる事、我邦の學者と正反對なる彼邦學者の之れに對する學問上の論議、亦頗る盛んなるは實に羨望に堪へざるものあり、就中方今獨の經濟學界の双龍と目せらるゝ民顯大學のブレンタノ、柏林大學のワグナー兩博士の工業國農業國に關する論戰、最も人の耳目を聳動せり、事元より現時の關稅問題に關聯すると雖も、而も其根柢たる學術上の論戰は、正に斯學の基本たる可きもの、即ち關氏と譖り、氏は就て教を受けたるワ氏の論を譯出し、予は多年の恩師たるブ氏論文と、並にシユモラー博士の兩著に對する評言とを邦譯し、之れを一篇に收む、蓋し三氏は彼の所謂講壇社會黨を創立せる三泰斗なり、而して商政の問題に關して其見る所又皆同じからず、學術上の論議の輕々斷言す可からざるや實に如此、我邦の讀者之れによつて、聊か三儒の面影の一片を窺ひ、而して方今商政の學如何に斯界に重きをなすかを悟了するあらば、予等勞して功あるものと云ふ可きなり。

經濟學全集  
第六集 經濟政策及時事問題 目次

一 黎明錄

一 世界の平和望み遠し

〔改造途上の世界〕

一一三五七

一 英獨國民經濟の比較

一一一〇

二 第十九世紀の總勘定

一一三九

三 來るべき世界と其の文明

一一六〇

四 ロムバード・ストリート本位の戰時經濟論を笑ふ

一一六一

五 愚なる經濟戰論

一一八二

六 英國的經濟思想の末路

一一九六

七 戰後の世界と姉崎博士

元セントロ

八 ホーブスとグローシアスとを論じて姉崎博士の空想的

世界觀を排す

九 大戰が暴露せる獨逸の弱點

一〇三一五

附錄一 金と人に困る

一五七一八七

同二 講和と獨逸社會黨

一八八一九〇

同三 真劍の獨逸

一九一一九二

同四 獨逸日本を恐る

一九二一九四

同五 空洞の獨逸

一九四一九五

同六 獨逸の月賦革命

一九五一九七

同七 獨逸帝國未來記

一九七一九八

十 勝者は誰か

一九九一四四

一一 世界文明の危機と日本の使命

二四七一四七七

一二 新世界の文明に於ける佛蘭西の使命

一四五一六四

一三 資本的帝國主義を排す

一六四一九二

一四 世界經濟戰の謬想を排す

一九二一三〇五

一五 資本的侵略主義の危險

三〇五一三二一

一六 拜英論も亦た甚しからずや

三二一一三二八

十七 世界の平和望み遠し

三二九一三五七

一 対抗か順應か

二 世界に於ける日本

一 聯合國經濟協商の實何くに在る

三五七一三七六

二 愚に重ねるに愚

三七六一三八二

三 歐洲出兵論を排す

三八二一三九〇

ウキルソンの教書と日本の國是……………三九〇—四〇九

何の爲めに戰ふ……………四〇九—四三二

自主的出兵よりも自主的平和……………四三二—四五七

対抗か順應か……………四五七—四七七

### 三 改造途上の世界經濟

〔戰時及戰後の經濟問題〕

一 英國中心の世界經濟と其改造……………四七七—六五〇

二 金の經濟と物の經濟……………六五〇—六六五

三 戰時經濟の一福音……………六六五—六七三

四 戰後の經濟界に於て眞に恐る可き事は何……………六七八—六八九

五 意氣地なき戰後經濟論を排す……………六八九—六九九

六 戰後世界經濟當面の大問題……………七〇〇—七三三

### 四 國本は動かず

〔黎明日本の諸問題〕

七三三—一〇〇九

一 新社會とは何ぞや……………七三四—七四四

二 二大政黨對立論を非とす……………七四五—七五八

三 新しい意味のデモクラシー……………七五八—七六五

附錄一 寺内内閣の社會的施設を評す

七六六—七七二

同二 速かに物價調査會を起せ……………七七七—七八六

同三 奸商取締の手を緩むこと勿れ……………七八九—八〇六

同四 極窮權の實行……………七八六—七八九

同五 國民生活に觸れざる政變は無意味……………八〇六—八二二—八三七

同六 原内閣に要望す……………八三七—八八二

四 日本に社會主義起る可きや……………八三七—八八二

五 何を調節する……………八三七—八八二

六 社會政策とは何ぞや.....

八八三一九一八

七 黎明運動論.....

九一八一九六五

八 國本は動かず.....

九六六一〇〇九

## 二 暗雲錄

一 暗雲世界を鎖ざす.....

一〇一一一〇一二

〔經濟的ボイコット主義の脅威〕

二 世界を欺く者は誰ぞ.....

一〇一一一〇四一

三 二 如何に改造するか.....

一〇四一一〇八六

四 三 英國の金輸出禁止令.....

一〇八七一一〇八

五 四 虛偽のデモクラシーより眞正のデモクラシーへ.....

一九一〇九一一四五

六 朝鮮は軍閥の私有物に非ず.....

一四六一一六二

七 王ホバとカイゼル.....

一一六二一一一九三

〔國本闡明の第一義〕

八 エホバとカイゼルとよりの解放.....

一一九三一一二〇四

〔國本とデモクラシーに關する管見の一部、未完稿〕

九 解放の社會政策.....

一一〇四一一二六五

十 戰後當面の重要な經濟問題.....

一一六六一一三一三

附錄一 抛擲せられたる暴利取締令.....

一三一三一一三一五

同二 呪ふべき平和.....

一三一五一一三一七

同三 生活の恐怖來る.....

一三一七一一三一九

十一 戰後の金融及貿易に於ける日英の關係.....

一三一〇一一三三一

十二 如何に労働者を指導す可きか.....

一三三二一一三四四

十三 唯一條の光明.....

一三四五一一三六二

〔國際労働保護法制を歓迎す〕

- 十四 労働非貨物主義の公認 ..... 一三六二一一三八四  
十五 小島國的侵略主義の應報 ..... 一三九三一一四〇四  
十六 世界は欺く可からず ..... 一三九三一一四〇四

### 三 經済危機と經濟恢復

- 一 行き詰れる世界と其展開 ..... 「四〇五」「四六五」  
　　〔階級闘争論と絶対永久のアブリオリ認識論よりの  
　　解放に就てアインシニタインを懷ぶ〕

二 世界を脅かす國家破産の危機 ..... 「四六五」「五三一」

〔對獨態度を根本的に改めざれば〕

三 米國に於ける排日の根本的原因 ..... 「五三二」「五六二」

四 軍備制限は確かに實現し得る ..... 「五六二」「五七四」

五 世界經濟恢復に關する「三」の問題 ..... 「五七五」「一六二四

六 何を緊縮する ..... 「一六二五」「一六五八」

〔物價引下げの根本要件〕

七 世界經濟の恢復と日本支那米國の使命 ..... 「一六五九」「一七〇八

八 世界が救はるゝまで ..... 「一七〇九」「一七五七」

〔經濟的改造當面の問題〕

### 四 復興、經濟の原理及若干問題

- 一 復興經濟の第一原理 ..... 「一七五九」「一七九七」  
二 歐洲の戰後經濟と日本の復興經濟 ..... 「一七九八」「一八二三」  
　　〔倒ることの過大觀、興ることの過小觀〕  
三 復興經濟の厚生的意義 ..... 「一八二三」「一八六三」  
四 復興日本當面の問題 ..... 「一八六四」「一八八四」

五 經済復興は先づ半倒壊物の爆破から……………一八八五—一九三一

||『生存権擁護令』を發布し  
私法一部のモラトリウムを即行せよ||

六 誰か復興の經濟計劃者たる……………一九三二—一九三三

七 営生機會の復興を急げ……………一九三四—一九六一

八 失業及火災保険問題……………一九六二—一九八九

九 火災保険金問題について……………一九八九—二〇〇一

十 失業問題の數的考察……………一〇〇二—一〇二一

十一 エコノミツク・デモグラフキーより見たる  
震災前の東京市……………一〇二一—一〇五五

十二 失業調査と其に基く若干の推定……………一〇五六—一〇二一

### 失業調査統計表

第一表 災前有業者現状一覽表……………二〇八八—九

第二表 女子希望副業分類表……………二〇九一—一

第三表 失業者職業分類率表……………二〇九〇

第四表 各職業失業率表……………二〇九四

第五表 失業者總數及其職業別推計……………二〇九九

第六表 職業中分類の失業者推定數（訂正）……………一一〇三

第七表 災後的新有業者及新求職者一覽表……………一一一〇—一

第八表 職業中分類に分ちたる新有業者の現状一覽表……………一一一〇—一

第九表 新有業者の現在職業中重要並に特色ある五中分類の細別表……………一一一〇—一

第十表 轉業者の從來職業別表……………一一一〇—一

第十一表 職業中分類に分ちたる轉業者の現在職業一覽表……………一一一〇—一

第十二表 轉業者の現在職業中重要並に特色ある九中分類の細別表……………一一一〇—一

## 五 工業國の恐怖

### 第一章

一一二一—一一三七  
一一三七—一一五六

### 第二章

一一五六—一一七九  
一一七九—一一九五

### 第三章

一一一九—一一一九  
一一一九—一一一九

### 第四章

一一一九七—一一一九  
一一一九七—一一一九

## 六 經濟史と時事問題

### 七 商業政策と商權の消長

一一〇九—一一四二  
一一〇九—一一四二

### 八 丁稚の過去・現在・將來

一一一四三—一一七六  
一一一四三—一一七六

### 九 勞農露國承認の意義

一一一七七—一一一九七  
一一一七七—一一一九七

### 十 混沌たる農村問題

一一九九—一一三六二  
一一九九—一一三六二

## 人名索引

## 件名索引

一一一三三